

現行の円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画（昭和44年4月10日策定）

## 一 近郊緑地保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

近郊緑地保全区域内においては、法第一条の目的を達成するため、良好な自然環境を保持することを本旨とし、このため、近郊緑地の現状に変更をきたす行為については、当該近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等の特性に応じ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすものは、これを規制するものとする。

その他必要に応じ近郊緑地保全区域内の良好な自然環境を維持するための植栽、病虫害予防措置、土砂崩壊防止施設等の整備その他の積極的保全措置を講ずるものとする。各近郊緑地保全区域の特性に応ずる行為の規制の大綱は、次のとおりとする。

当保全区域においては、円海山を中心とする横浜市南部に展開する丘陵地並びに鎌倉市北部の散在ヶ池周辺の良好な自然環境を保全するため、山容の変ぼうをもたらし行為、樹木の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

## 二 近郊緑地保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

近郊緑地保全区域においては、前項の保全措置に関連して、近郊緑地を保全するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (一) 近郊緑地の保全に寄与する道路、広場、護岸、排水路、休憩所その他の公共施設
- (二) 自然景観の保持育成のための植栽
- (三) 土砂崩壊防止施設
- (四) 危険防止、立入防止柵、標識等の施設
- (五) 防火施設

## 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内において、次の各号に掲げる基準に該当する区域について、指定するものとする。

- (一) 法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる条件に該当し、当該近郊緑地保全区域の枢要な部分を構成している区域であること。
- (二) 当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の新增築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

## 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

法第12条の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物等の新築、宅地の造成等の行為について法第9条第1項の許可を得ることができないため、その利用に著しい支障をきたすこととなる土地について、その所有者から当該土地を都県において買入れるべき旨の申出があつた場合において、真に止むを得ないと認めら

れるものについて行なうものとする。